

静岡県行財政改革推進委員会設置要領

(趣旨)

第1条 静岡県行財政改革大綱(以下、「大綱」という。)の進捗状況の検証や、大綱の取組を進めるために必要な個別課題及び時代の変化等による新たな課題の検討及び改善策の提示など、専門的な視点により行財政改革の推進を図るため、静岡県行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大綱の進捗状況の検証に関すること。
- (2) 大綱の取組を進めるために必要な個別課題の検討などに関すること。
- (3) その他行財政改革の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、原則として平成26年度から平成29年度までの4年間とする。ただし、任期途中で退任は妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会の事務を総括する。
- 3 委員長は、委員会の運営全般に関し、委員会に対して助言を行う委員として、必要に応じて顧問を指名することができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報償費等)

第6条 静岡県は、委員会に出席した委員及び委員長が認めた委員以外の者に対し、以下に掲げる報償費及び旅費を支給することができる。

- (1) 報償費 委員長及び顧問：1回の出席に係る報償費は、12,000円とする。
委員：1回の出席に係る報償費は、11,100円とする。
委員長が認めた委員以外の者：1回の出席に係る報償費は、11,100円とする。
- (2) 旅費 静岡県職員の旅費に関する条例(昭和31年静岡県条例第48号)に定める額に準ずる額とする。

(庶務)

第7条 委員会等の庶務は、経営管理部行政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月23日から施行する。
- 2 この要領は、静岡県行財政改革大綱の計画期間終了年度である平成29年度末をもって効力を失う。
- 3 平成23年6月6日付け静岡県行財政改革推進委員会設置要領は廃止する。